

委 託 契 約 書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、県立学校1人1台端末生徒用アカウント年次更新業務（以下「委託業務」という。）の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、委託業務を別紙県立学校1人1台端末生徒用アカウント年次更新業務仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）を支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（委託の期間）

第3条 乙は、令和5年4月1日から令和5年4月7日までの間に、委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、_____円とする。

2 乙は、契約期間終了後、甲に契約保証金の返還を請求するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

※注) 会計規則第154条各号に該当する者で免除の場合は、第1項を「契約保証金は、免除する。」とし、第2、3項は削除する。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務を実施するにあたり合理的に必要な範囲内において、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（業務計画書の提出）

第6条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（業務計画の変更）

第7条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、消費税及び地方消費税に係る変更及び仕様の範囲内での軽微な変更については、この限りではない。

（調査等）

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（業務実績報告及び完了検査）

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第10条 第9条第2項の検査合格後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書(様式第4号)により、請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(支払及び検査の遅延)

第11条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)

第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間(次項において「遅延期間」という。)の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例平成22年愛媛県条例第24号第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14条 業務の実施にあたり乙が損害を受けても、県は補償しない。

2 乙は、申請者及び第三者に損害を与えないように注意しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の実施に関し、甲、申請者又は第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、前項の秘密の保持等について、業務従事者に周知し徹底させなければならない。

3 乙及び業務従事者は、業務受託における秘密保持及び法令等遵守に関する誓約書(様式第5号)を甲へ提出しなければならない。

(契約外の事項)

第17条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)及び遅延防止法によるものとし、これらの規程に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和5年 月 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事 中村時広

乙

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

㊞

県立学校1人1台端末生徒用アカウント年次更新業務計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した県立学校1人1台端末生徒用アカウント年次更新業務について、委託契約書第6条の規定に基づき、業務計画書を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 業務内容
- 2 業務の実施予定期間
- 3 業務の実施予定場所
- 4 予算書
- 5 その他

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

㊞

県立学校1人1台端末生徒用アカウント年次更新業務変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった県立学校1人1台端末生徒用アカウント年次更新業務計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第7条の規定に基づき、その承認を申請いたします。

記

- 1 変更の理由
- 2 業務の内容
- 3 業務の実施予定期間
- 4 業務の実施予定場所
- 5 予算書
- 6 その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

㊞

県立学校1人1台端末生徒用アカウント年次更新業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した県立学校1人1台端末生徒用アカウント年次更新業務について、委託契約書第9条の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 業務内容
- 2 業務の実施期間
- 3 業務の実施場所
- 4 業務の結果
- 5 決算書
- 6 その他

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

㊞

県立学校1人1台端末生徒用アカウント年次更新業務委託料精算払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した県立学校1人1台端末生徒用アカウント年次更新業務について、委託契約書第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 円也

様式第5号（第16条関係）

業務受託における秘密保持及び
法令等遵守に関する誓約書

年 月 日

愛媛県知事 様

氏 名（自筆）

所属する事業者の所在地

所属する事業者の名称

所属する事業者の代表者

㊞

私は、私が所属する事業者が愛媛県から受託している県立学校1人1台端末生徒用アカウント年次更新業務に従事する業務担当者として、個人情報の保護に関する法律施行条例等の関係法令や愛媛県情報セキュリティポリシー等の関係規程等を遵守するとともに、業務従事期間中及び当該業務を退いた後も、知り得た秘密情報を漏らさないことを誓約します。

なお、秘密情報を漏れいした場合は、関係法令により罰則対象となる場合があることを認識するとともに、このことにより県に損害を与えた場合は、個人に責任が帰属する範囲で、これを賠償することを併せて誓約します。